

質問書に対する回答

件 名 旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事

次のとおり回答します。

質問 番号	質問内容	回 答	設計図書等の該当頁 (該当箇所)
1	本工事にあたり、目視または設計図書で確認できず且つ予見できない相違が生じた場合、設計変更扱いになると考えてよろしいでしょうか。	「目視または設計図書で確認できずかつ予見できない相違が生じた場合」、直ちに設計変更の扱いとなるものではありません。予見できないものであったとしても、本工事の目的及び施工上当然に必要と思われるものについては、組合の指示に従い、受注者の負担と責任において対応していただく必要があります。 なお、当然に必要であるか否かについては、発生した事象ごとに受発注者間で協議を行った上で判断することとなります。	
2	「当然に必要と思われるものについては、組合の指示に従い、受注者の負担と責任において達成しなければならない」と記載されていますが、当然に必要と思われると想定されない要件については設計変更扱いになると考えてよろしいでしょうか。	「当然に必要と思われると想定されない要件」については、発生した事象ごとに受発注者間で協議を行った上で設計変更の該当の有無を判断することとなります。	設計図書p.2 第1章 総則 5. 一般共通事項 1)適用範囲
3	疑義が生じ書面にて協議を行った際に、明らかに受注者責任外(天災・住民反対・地中での埋設廃棄物の発見・汚染土壌の発見等)については設計変更扱いになると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	設計図書p.3 第1章 総則 5. 一般共通事項 4)疑義

4	発注者の指示等により変更する場合は変更対象と記載されていますが、公告図面に記載されていないアスベストが大量に見つかった等は該当すると考えてよろしいでしょうか。	アスベストの数量を含め、工事数量(参考数量及び参考図面の明示)に差異が生じた場合は、原則として、変更契約に該当しません。 ただし、公告資料に記載したアスベスト調査について、その実施方法や測定方法自体に誤りがあった場合は、変更契約の該当として取扱う場合があります。	設計図書p.3 第1章 総則 5. 一般共通事項 5)変更①
5	「本工事の品質・安全を確保することができない箇所が発見された場合は、本仕様書に対する改善変更を受注者の負担において行う」とは具体的にどのような状況を想定されているかご教示をお願いします。	ダイオキシン類及びアスベスト除去に係る作業等において、事前の測定結果や建物の構造等から、仕様書に記載した施工方法、排気回数、基準値、測定回数等では、十分な品質、安全を確保することができないと考えられる場合等を想定しています。	設計図書p.2 第1章 総則 5. 一般共通事項 5)変更②
6	「各図書に対して部分的な変更を必要とする場合には発注者の指示または承諾を得て変更することができる」と記載されていますが、このような状況が発生し、著しく工事金額が上昇する場合は設計変更対象と考えるとよろしいでしょうか。	「発注者の指示または承諾を得て各図書に対して部分的な変更をした場合で、著しく工事金額が上昇する場合」、直ちに設計変更の対象となるものではありません。設計変更の対象の有無については、質問番号1～4に対する回答を参照してください。	設計図書p.3 第1章 総則 5. 一般共通事項 5)変更③
7	80 検体中のアスベスト含有資料 15 検体は記載されていますが、アスベスト未含有の採取場所データの提供は可能でしょうか。	アスベスト未含有の採取場所データは別添のとおりです。	設計図書p.17 第5章 解体撤去工事 4. アスベスト含有建材除去工事 表2 アスベスト分析調査結果
8	ピット内に灰を入れていた関係上、ピット内は管理区域と考えるべきでしょうかご教示をお願いします。	管理区域については、受注者において必要な測定等を実施した上で決定してください。	
9	今回の定性分析値でレベル3のパッキン、弾性吹付タイル等が確認されていますが、工事着手前にレベル1、	質問番号4に対する回答と同様です。	設計図書p.17 第5章 解体撤去工事 4. アスベスト含有建材

	2のアスベストが発見されたときは設計変更対象になると考えてよろしいでしょうか。		除去工事 表2 アスベスト分析調査結果
--	---	--	------------------------

質問書に対する回答

件 名 旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事

次のとおり回答します。

質問 番号	質問内容	回 答	設計図書等の該当頁 (該当箇所)
10	解体敷地範囲内の土質性状図及び地下水位情報の資料があれば、提供は可能でしょうか。	土質性状図については、別添をご参照ください。 地下水位情報の資料はありません。	
11	土壌汚染調査は事前に実施されていると思いますが、その結果について開示可能でしょうか。	事前に実施した土壌汚染調査の結果については、別添をご参照ください。	
12	解体作業開始前※1空气中ダイオキシン類は分離測定と規定されています。除染作業中※2及び除染後解体前※3は含量測定で良いと考えてよろしいでしょうか。	含量測定で良いと考えていただいて差支えありません。	設計図書p.22 第5章 解体撤去工事 12.調査・測定・分析等 表4 作業環境測定 ※1、※2、※3
13	ピーク時(除染中・解体中)と2工種記載となっていますが、分析検体数は1検体となっています。どちらの工種時に検体すれば良いかご教示お願いします。	解体(部材の取り外し等)と並行して除染作業を行う場合を想定し、2工種を記載しているものです。除染中に採取したものをピーク時の検体としてください。	設計図書p.23 第5章 解体撤去工事 12.調査・測定・分析等 表7 大気環境測定
14	洗浄水はダイオキシン類及び重金属、1,4-ジオキサンを分析することとなっていますが、分析検体数は1検体と記載されています。分析検体数は2検体ということでしょうか。ご教示をお願いします。	1つの検体を用い、それぞれの物質の分析を行うことを想定しています。	設計図書p.23 第5章 解体撤去工事 12.調査・測定・分析等 表8 処分廃棄物
15	煙突内筒及び煙突構面台、煙突基礎部、杭伏せ図等の詳細図面の提示をお願いします。	煙突の詳細図面については、別添をご参照ください。 なお、その他のプラント設備等	

		の詳細図面については、本組合事務局総務課(米子市淀江町西原1129番地1)にて閲覧が可能です。	
16	管理棟・渡り廊下・工場棟基礎にラップルコンクリートが施工されており、細目別内訳数量で 581 m³計上されています。現場内での圧砕分別作業が発生する上で大幅に数量(1.2 倍以上)が増加したときは設計変更対象になると考えてよろしいでしょうかご教示をお願いします。	細目別内訳数量に示した数量と実際の数量に差異が生じた場合、原則として、設計変更の対象にはなりません。 ただし、基礎部分のラップルコンクリートは、竣工時の支持地盤の状況や施工条件等によって、明らかに受注者責任外の埋設物等が存在する場合がありますので、その場合については、受発注者間で協議した上で、設計変更の対象とすることがあります。	
17	土壌汚染状況開示後の内容に汚染土壌が存在していた場合、地下構造物撤去方法に大幅な変更が生じた場合は協議後設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうかご教示をお願いします。	お見込みのとおりです。	設計図書p.17 第5章 解体撤去工事 4.アスベスト含有建材除去工事 表2 アスベスト分析調査結果